山口市母子·父子家庭自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書

(元号) 年 月 日

山口市長 様

申請者の氏名

(**※**)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

下記の教育訓練を受講したいので、私の受講する自立支援教育訓練給付の対象講座の指定を申請します。

	は神したパックに、松の文神りの日立。	义]友钦 月 时间水和口门	ノバ 家神生 71日	足で中明しより				
	ふりがな							
①氏 名 (個人番号)		生年月日	年	月 日生				
	(個人番号)		(歳)				
②住 所	(〒 −)	電話	話(—)				
③教育訓練施設の 名称		·						
④教育訓練講座の 名称								
⑤教育訓練の期間	(元号) 年 月 日 (受講開始日)	~ (5	元号) 年	月 日				
⑥所 要 費 用 (予 定)	入学料 受講料 円	円	合計額	円				
⑦公共職業安定所 の教育訓練給付 金受給資格の有 無	受講開始日現在において雇用保険ある	食制度の教育訓練終 ・ な V		恪が				
⑧過去の受給の 有無	過去に母子・父子家庭自立支援者	対育訓練給付金を受	受けたことが ある	· ない				
	ふりがな							
		生年月日	月 日生 (歳)					
⑨申請者と生計を 一にする子の氏	個人番号							
名等	住所 (別居の場合)	1	1					
	申請者の地方税上の扶養親族	族に該当 する	・しない					
⑩児童扶養手当の 受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受 (児童扶養手当証書番号 No. (担	給していることを 旦当者氏名)	証明する。)					
⑪所得の額	前年(1月から7月までの間に 申請する場合は前々年)の所得 の額 円	⑫養育費の額	(養育費の ×8割=	円 額 円				

(注意)

- 1 交付の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料および受講料(希望により行われる訓練や希望により提供される教材に要する費用を除きます。以下、同じ。)です。
- 2 交付の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の6割相当額です。

ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練または特定一般教育訓練を受講する場合、限度額、は20万円です。雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に40万円を乗じた額ですが、限度額は160万円です。

雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。

- 3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用 (予定) については、教育訓練施設に確認をした内容で通知します。
- 4 所要費用については、標準的な予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することになります。
- 5 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の中途でやめた場合は、市にその旨を報告してください。
- 6 母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金の交付を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日後に、あらためて 「山口市母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金交付申請書」に添付書類をつけて交付申請手続きを行うことが必要です。
- 7「⑨申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
- (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。
- (2) 婚姻 (※) によらないで母又は父となり、現に婚姻 (※) をしていない。((※) 民法 (明治29 年法律第89号) 上の婚姻をいう。)
- 8 「⑩児童扶養手当の受給の証明」欄は、市において確認の上、記入します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。また、「⑪所得の額」欄及び「⑫養育費の額」欄の記入も必要ありません。

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

山口市長 様

住所

氏名 (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

私の所得税法上の扶養親族のうち、前年(請求日が1月から7月までの間にある場合は、前々年)の 12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

□16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族

1	ふりがな氏 名	川岡マノナニカバイナック・リス・茂・杉山人	続柄		生年	月日	(元号)	年日	月
	個人番号		住所	(別居の場	合)				
2	<u>ふりがな</u> 氏 名		続柄		生年	月日	(元号)	年日	月
	個人番号		住所	(別居の場	合)				
3	ふりがな氏 名		続柄		生年	月日	(元号)	年日	月
	個人番号		住所	(別居の場	合)				
4	ふりがな氏 名		続柄		生年)	月日	(元号)	年日	月
	個人番号		住所	(別居の場	合)				

【添付書類】

・16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書

【注意事項】

- ・この申立書は山口市母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金の支給を受けようとする方に、前年(申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年)の12月31日(年の途中で死亡した場合には、その死亡した日)において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、当該給付金の支給を受けようとする方との続柄等をご記入いただくものです。
- ・所得税法上の扶養親族とは前年(申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年)の12月3 1日(年の途中で死亡した場合には、その死亡した日)において、次のいずれにも該当する方です。
- ① 配偶者以外の親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。)又は都道府県知事から養育を委託された児童(いわゆる里子)や市町村から養護を委託された老人である
- ② あなたと生計を一にしている
- ③ 前年(申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年)の所得税法上の合計所得金額が48万円以下
- ④ 青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告書の事業専従者でない

山口市母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書

①氏 名	ふりがな			生年月日		年	月 (日生歳)	
②住 所	(〒 −)			電話()		
③教育訓練施設 の名称									
④教育訓練講座 の名称									
⑤教育訓練の期 間	(元号)	戶 月 計日)	日	~	(元号)	左	F	月	田
⑥所 要 費 用 (予 定)	入学料	受 講 料 円		円	合計額			円	
*									

先にあなたから提出のありました山口市母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ、上記のとおり指定したので通知します。

(元号) 年 月 日

山口市長

(注意)

- 1 交付の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料(希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下、同じ。)です。
- 2 交付の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の6割相当額です。

ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練または特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は、20万円です。

雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に40万円を乗じた額ですが、限度額は160万円です。

雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。

- 3 所要費用については、標準的な予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することになります。
- 4 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の中途でやめた場合は、市にその旨を報告してください。
- 5 母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金の交付を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、 受講修了日後に、あらためて「山口市母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金交付申請書」にこの通知を含む 添付書類をつけて交付申請手続きを行うことが必要です。

山口市母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金交付申請書

(元号) 年 月 日

山口市長様

申請者の氏名

(※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

山口市母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金の交付を受けたいので下記により申請します。

四口巾母子・父子	家庭自立文援教育訓練給付金の父	可を安けたい	グで下記に	-より甲記	育しよう	0			
①氏 名	ふりがな	生年月日		年(日生 歳)			
(個人番号)	(個人番号)					<i>"17</i> A7			
②住 所	(〒 —)		電話(_)				
③教育訓練施設の 名称									
④教育訓練講座の 名称									
⑤教育訓練の期間	(元号) 年 月 日 (受講開始日)	~	(元号)	年	月	日			
⑥教育訓練機関の 長の証明	上記申請者の教育訓練の期間は、 (教育訓練機関の長 氏名)	上記のとおり	相違ない	ことを証	明する	0			
⑦所要費用	入学料 受講料 円	円	合計	額		円			
8雇用保険法による教育訓練給付金の受給額	Р	9							
	金融機関名		口座の種類 普通・当座・その他						
⑨希望する支払金 融機関	支店名	口座番兒	口座番号						
	口座名義(フリガナ)								
	ふりがな	りがな							
⑩申請者と生計を 一にする子の氏名 等	個人番号	年月日	年	月 (日 歳)				
	住所(別居の場合)								
	申請者の地方税上の扶養親族に該当する・しない								
⑪児童扶養手当の 受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (児童扶養手当証書番号 No.) (担当者氏名)								

②所得の額	前年(1月から7月までの間 に申請する場合は前々年)の 所得の額 円	③養育費の額	(養育費の額) ×8割=	円円
-------	---	--------	-----------------	----

(注章)

- 1 交付申請期間は、受講修了日(専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日)から1ヶ月以内です。
- 2 「⑤受講開始日」は次によります。

通学制:対象訓練の所定開講日(本人の出席第1日目とは限らない。)

通信制:受講申し込み後はじめて教育訓練施設が教材等を発送した日

- 3「⑨申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。
- (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。
- (2) 婚姻 (※) によらないで母又は父となり、現に婚姻 (※) をしていない。((※) 民法 (明治29 年法律第89号) 上の婚姻をいう。)
- 4 「⑪児童扶養手当の受給の証明」欄は、市において確認の上、記入します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。また、「⑫所得の額」欄及び「⑬養育費の額」欄の記入も必要ありません。

山口市母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金交付決定通知書

①氏 名	ふりがな				生年月	日		年 (月	日生 歳)
②住 所	(〒 −)			اً ا	電話(_)	
③教育訓練施設 の名称										
④教育訓練講座 の名称										
⑤教育訓練の期 間	(元号)	年	月	日	~	沅	:号)	年	月	日
⑥所 要 費 用	入学料	円	受講料		円		合計物	頂		円
⑦交付決定額					円					
*										

先にあなたから提出のありました山口市母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金交付申請書に基づき審査したところ上記のとおり決定したので通知します。

(元号) 年 月 日

山口市長

(注意)

山口市母子・父子家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱に基づく交付の要件に違反したときや、虚偽の申請その他不正な手段により訓練給付金の交付を受けたときは、この交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、当該取り消しに係る部分について既に訓練給付金が交付されているときは、その返還を命ずることがあります。